

■総合水泳・水遊場整備事業 入札説明書等に関する質問・回答（参加資格関係以外）

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
1	入札説明書	p4	第2	1	(9)	—	—	施設整備期間中の既存施設の運営について、廃止予定施設（駐車場・駐輪場）を閉鎖後の代替えとして多目的グラウンドの一部を利用することは可能でしょうか。また、可能な場合に駐車場料金徴収方法は事業者提案でも宜しいでしょうか。	施設整備期間中の駐車場・駐輪場の確保のため、多目的グラウンドの一部を使用することは、原則、認められません。
2	入札説明書	p4	第2	1	(9)	—	—	事業スケジュールについて、廃止予定施設の解体工事開始日は事業者の任意によるものと考えて宜しいでしょうか。解体開始時期の指定があればご教示ください。	設計業務に支障がないよう建設業務（解体撤去工事含む）の着手日を提案してください。なお、市は、既存テニスコート、既存駐車場・駐輪場は令和3年度末、既存市民プールは令和3年度の夏まで供用されることを想定しています。
3	入札説明書	p7	第2	2	(1)	①	—	「国庫補助金・起債の対価の対象となる分については、施設整備時期に支払い」となっていますが、貴市の国庫補助金・起債の想定額をご教示願います。	提案内容、設計内容及び対象となる国庫補助金等のメニュー等により、対象額が異なるため、現時点で具体的な金額をお示しすることはできません。
4	入札説明書	p7	第2	2	(1)	①	—	確認ですが、今回の入札段階では新設施設引渡し後の施設整備費の一括支払いは無いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書	p9	第2	2	(3)	—	—	貴市への賑わい施設の割賦払い相当額の明確化のため、第二総合運動場と賑わい施設の割賦対価は、それぞれの整備費に対して元利均等計算をし、その合算をお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書p8,第2「(3)収支構造及び算出方法」に示す方法で算出した費用を支払います。
6	入札説明書	p9	第2	2	(3)	①	—	施設整備期間中のSPC運営諸経費はA1かC2のどちらに含まれると整理すればよろしいでしょうか。	施設整備期間中のSPC運営諸経費はC2に含めて算出してください。
7	入札説明書	p9	第2	2	(3)	①	—	施設引渡し後のSPC運営諸経費はC1かC3のどちらに含まれると整理すればよろしいでしょうか。	面積按分等、その他合理的であると考えられる按分方法によりC1とC3のいずれにも計上してください。
8	入札説明書	p9	第2	2	(3)	①	—	開業準備費は施設整備費に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	入札説明書	p9	第2	2	(3)	①	—	E1はC1とD1の税抜金額の差額により計算するという理解でよろしいでしょうか。E1がプラスとなり貴市への納付金が非課税の場合、C1とD1は基本的に課税取引に該当し消費税納付が発生することになるため、E1が税込金額となるとSPCの支出過多になることから、E1はC1とD1の税抜金額の差額とさせていただきますたく存じます。	E1はC1とD1の税込金額の差額により計算してください。事業取組の上で必要となる全ての費用等をD1に計上したうえで、E1を算出してください。
10	入札説明書	p9	第2	2	(3)	①	—	F1はC2とD2の税抜金額の差額により計算するという理解でよろしいでしょうか	F1はC2とD2の税込金額の差額により計算してください。
11	入札説明書	p9	第2	2	(3)	①	—	F2はC3とD3の税抜金額の差額により計算するという理解でよろしいでしょうか。F2がプラスとなり貴市への納付金が非課税の場合、C3とD3は基本的に課税取引に該当し消費税納付が発生することになるため、F2が税込金額となるとSPCの支出過多になることから、F2はC3とD3の税抜金額の差額とさせていただきますたく存じます。	F2はC3とD3の税込金額の差額により計算してください。事業取組の上で必要となる全ての費用等をD3に計上したうえで、F2を算出してください。

■総合水泳・水遊場整備事業 入札説明書等に関する質問・回答（参加資格関係以外）

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
12	入札説明書	p9	第2	2	(3)	①	—	施設整備期間中の既存施設・廃止予定施設・テニスコートの利用料金を設定するとありますが、現行の利用料金から改訂できるということでしょうか。	新設施設、既存施設、廃止予定施設の利用料金の設定及び変更については、要求水準書第5、「2,(5),ア) 利用料金」「3,(5),ア) 利用料金」「5,(5)ア) 利用料金」「6提案事業運營業務」をご確認ください。
13	入札説明書	p9	第2	2	(3)	①	2)	「既存施設」の利用料金を設定する、と受け取れるがその認識で良いでしょうか。また、既存のテニスコートや体育館についても整備後に新料金の提案は可能でしょうか。	No.12の回答をご確認ください。
14	入札説明書	p10	第2	2	(3)	②	—	f1は税込みの市割賦支払相当額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	入札説明書	p10	第2	2	(3)	③	—	貴市への納付金及び賃借料は非課税という理解でよろしいでしょうか。	市への納付金及び賃借料は課税対象と認識しています。入札説明書p8,第2「(3)収支構造及び算出方法」に示す方法で算出してください。
16	入札説明書	p10	第2	2	(3)	③	—	貴市からの指定管理料は税抜金額に消費税及び地方消費税を加算した額をお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	指定管理料の算出については、入札説明書p8,第2「(3)収支構造及び算出方法」に示す方法で算出いただき、その指定管理料は消費税及び地方消費税を含む金額としてください。
17	入札説明書 落札者決定 基準	p10 p3	第2 2	2 —	(3) —	③ —	— —	施設引き渡し後は既存施設の指定管理料も予定価格に含まないと失格でしょうか。	予定価格を超えることによる応募者の失格条件は、落札者決定基準p3,第3「2 予定価格等の確認」をご確認ください。
18	入札説明書	p10	第2	2	(3)	③	3)	施設整備期間中の指定管理料は、4,274,993千円とは別に計算して良いでしょうか。	問題ありませんが、施設整備期間中の指定管理料の取扱いの詳細については、入札説明書p8,第2「(3)収支構造及び算出方法」をご確認ください。また、予定価格を超えることによる応募者の失格条件について、落札者決定基準p3,第3「2 予定価格等の確認」を参考にご確認ください。
19	入札説明書	p11	第3	1	⑥	—	—	施設整備期間中の指定管理料（F1）は予定価格には含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、施設整備期間中の指定管理料の取扱いの詳細については、入札説明書p8,第2「(3)収支構造及び算出方法」をご確認ください。また、予定価格を超えることによる応募者の失格条件について、落札者決定基準p3,第3「2 予定価格等の確認」を参考にご確認ください。
20	入札説明書	p11	第3	1	⑥	—	—	予定価格の中には、SPC設立費用、既存施設で発生する指定管理料は含まれているのでしょうか。	SPCの設立費用は予定価格の中に含まれます。既存施設の指定管理料の取扱いの詳細については、入札説明書p8,第2「(3)収支構造及び算出方法」をご確認ください。また、予定価格を超えることによる応募者の失格条件について、落札者決定基準p3,第3「2 予定価格等の確認」を参考にご確認ください。
21	入札説明書	p11	第3	2	—	—	—	入札番号の交付が11月26日とありますが、11月20日の参加資格確認通知と同時交付は可能でしょうか。提案書の締切が12月1日となり余裕を頂きたいです。	入札受付番号の交付期間を変更する予定はありませんが、入札受付番号請求書を送付いただいた順に可能な限り早期に随時交付いたします。
22	入札説明書	p12	第3	3	(1)	—	—	オ,賑わい施設運営管理企業はエとの兼務は可能でしょうか？	問題ありません。
23	入札説明書	p14	第3	3	(4)	—	—	協力企業については、変更や追加についてどのように扱うか、ご教示ください。	協力企業も入札参加グループを構成する企業であるため、参加表明書により参加の意思を表明した後の協力企業の変更は、原則、認められませんが、資格・能力上支障がないと市が判断する場合には、変更を認める場合があります。

■総合水泳・水遊場整備事業 入札説明書等に関する質問・回答（参加資格関係以外）

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
24	入札説明書	p16	第3	4	(1)	④	—	市との対話について、複数企業によるグループでの参加も可能でしょうか。	問題ありません。
25	入札説明書	p26	第4	1	—	—	—	施設概要の内容欄の各記載項目については必須ではなく、全て要求水準書に則るものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	入札説明書	p26	第4	3,4	—	—	—	提案事業及び自主事業について、事業開始後に履行できない場合のペナルティはありますか。	SPCは、原則、提案事業及び自主事業を履行してください。提案事業は、特定事業契約書（案）第69条に基づき履行状況を確認します。自主事業は、合理的な理由がある場合は、市の事前の承諾を得たうえで、事業計画書の内容を変更することは可能です。
27	入札説明書	p26	第4	4	—	—	—	自主事業について、自動販売機の設置や物販の販売等は、行政財産の目的外使用に該当しますでしょうか。行政財産の目的外使用許可目的外使用を行う際のルール、及び、使用料が発生する場合は、計算方法をご教示ください。	要求水準書p67,第5「7自主事業」に示すとおり、基本方針に基づく利用増進・利用者利便性向上に資する自動販売機の設置や物品の販売等であれば、行政財産の目的外使用には該当しません。行政財産の目的外使用に該当する場合は、箕面市公有財産規則に基づくものとします。
28	入札説明書	p27	第5	5	—	—	—	契約保証金の基礎は「施設整備費の総額」とありますが、特定事業契約書（案）第89条記載の通り、「施設整備費等の総額」となる理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	入札説明書	p27	第5	5	—	—	—	契約保証金として施設整備費の総額の10分の3相当額を預託、又は履行保証保険による保証を付けなければならないとございますが、保証額が通常のPFI案件と比較して過大であると思われ、事業費の増加にもつながることから、施設整備費の総額の10分の1としていただけますでしょうか。	契約保証金の金額を変更する予定はありません。
30	入札説明書	p28	第6	1	(3)			「保険により費用化できるリスクはできる限り保険を付保するものとする。」とありますが、保険化できる全てのリスクに対して付保した場合には莫大な費用（保険料）となります。従って、事業者が負担するリスクの中で、合理的な保険料で付保できると判断したものに対し付保することでよろしいでしょうか。	保険について、原則、別紙3に記載する保険契約を損害保険会社との間で締結してください。記載のない事項については事業者の提案によるものとしますが、特定事業契約書（案）第21条,第72条に基づき、保険内容及び保険証書は市の確認が必要となります。なお、特定事業契約書（案）第21条,第72条において、市及び事業者は協議により別紙3に記載する保険契約の条件の変更は可能としており、別紙3に記載する保険内容を上回る内容の保険をご提案することも可とします。
31	入札説明書	p28	第6	3	(3)	—	—	市が付保を義務付ける保険、とはその内容についてお示し下さい。	No.30の回答をご確認ください。
32	入札説明書 （別紙-1）	p1	—	—	—	—	—	物価リスクの指標を具体的にご教示願います。	特定事業契約書（案）別紙7,1,(4),「ア 物価変動による改定」をご確認ください。
33	入札説明書 （別紙-1）	p2	—	—	—	—	—	用地リスクについて、事前の公開がなかった地中障害物等の処理などについては、市の負担と考えて宜しいでしょうか。	特定事業契約書（案）第9条,第5項をご確認ください。
34	要求水準書	p3	第1	4	⑰	—	—	「不可抗力」にはコロナ等の感染症も含まれるのでしょうか。	現時点では、不可抗力によるものと考えます。
35	要求水準書	p7	第2	2	(1)	(四四)	—	健康増進法に基づき施設内については全面禁煙との考えでよろしいでしょうか。また屋外には喫煙スペースを設けることは可能でしょうか、ご教示願います。	ご理解のとおりです。屋外であっても公共施設の敷地内であるため、喫煙スペースを設けることは認められません。

■総合水泳・水遊場整備事業 入札説明書等に関する質問・回答（参加資格関係以外）

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
36	要求水準書	p11	第2	3	(3)	—	—	敷地条件の中で、調整池の造成工事について「工事時に若干の変更を行う場合がある」とありますが、仮に変更による施設整備費に変更が生じた場合は別途協議との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	要求水準書	p11	第2	4	(1)	—	—	記載された施設の延床面積（目安）は、計画を限定するものではないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	要求水準書	p11	第2	4	(1)	—	—	施設規模に目安として延床面積が提示されていますが許容範囲は±5%との認識でよろしいでしょうか、ご教示願います。	No.37の回答をご確認ください。
39	要求水準書	p12	第2	4	(3)	—	—	確認ですが、屋内プールのレーン数は事業者提案に委ねるとの理解で宜しいでしょうか。入札説明書P26に8レーンとの記載がありますが、モデルプランに基づく数量が示されているとの解釈です。	ご理解のとおりです。
40	要求水準書	p12	第2	4	(3)	—	—	確認ですが、屋外プールは常設ではなく、利用期間のみの仮設対応も可能との理解で宜しいでしょうか。	市は屋外プールについて、常設での設置を想定しています。なお、レジャープール等に設置する遊具は常設、仮設を問いません。
41	要求水準書	p12	第2	4	(2)	—	—	第二総合運動場を周回する市道を、SPCの責任と負担により、必要に応じて付け替えることも可とする」とありますが、事業提案にて市道付け替えを行う場合、既存インフラ（上下水道、雨水、ガス、電気、通信など）の盛替えは、インフラ事業の責任、負担により行われると考えて宜しいでしょうか。	本事業に伴う既存インフラ（上下水道、雨水）の盛替えはSPCの責任と負担により実施してください。なお、ガス、電気、通信などの盛替えについては、各インフラ事業者との協議によります。
42	要求水準書	p12	第2	4	(2)	—	—	計画敷地内では、市道上空または地中を横断する構造物、設備配管配線などには、道路占用許可申請、占用料は発生しないと考えて宜しいでしょうか。	道路占用許可申請は必要となります。本事業の敷地が市道等で分断される場合、片側の敷地からもう片側の敷地へ各種配管（上下水道等）を横断することは、原則、認められません。前面道路の各種配管をそれぞれの敷地に引き込むように計画してください。なお、公共施設を一体管理することによる不可分の設備機能（電気、通信、防災システム等）の設備配管配線が市道を横断する計画については、詳細協議となりますが、原則、可とします。その場合において、横断する設備配管配線の管理はSPCが実施してください。また、市公共施設のため、占用料は発生しません。
43	要求水準書	p15	第3	3	(1)	—	—	市道の付替えを提案した場合、当該工事期間も含めて、事業用地内の既存市道の一部通行止め期間は事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	施設整備業務に伴い、市道の一部を通行止めすることは、原則、認められません。
44	要求水準書	p16	第3	3	(1)	—	—	『市道について、新施設の計画に伴い、必要に応じて付け替える提案も可とする。』とありますが、関係機関との協議により工程が遅延となる場合については供用開始も遅延すると考えて宜しいでしょうか。	SPCは特定事業契約書（案）第4条に基づき作成された全体スケジュール表及び設計・建設工程表に従い、事業を実施していただく必要があります。関係機関との協議により工程が遅延した場合は、生じた事象の内容を精査した上で、必要に応じて協議することとします。
45	要求水準書	p16	第3	3	(1)	—	—	第二総合運動場を周回する市道をSPCの責任により付替えも可とするとの記載が御座いますが、市道に付替えにより敷地が分割されますが一体の敷地として考えて宜しいでしょうか。	建築基準法上は別敷地扱いとなりますが、附置義務駐車場等の条例上の取扱いを一体敷地として考えることは可能と考えております。
46	要求水準書	p16	第3	3	(2)	—	—	『老朽化している側溝等は再整備を行う。』とありますが、どの部分かご教示をお願いします。	事業敷地周辺の側溝等を指しますが、施設整備後においても、その側溝等の性能や機能について、実用上支障がないのであれば再整備の必要ありません。
47	要求水準書	p16	第3	3	(2)	—	—	添付資料⑧にインフラ現況図がありますが、ガス・電柱・電線等が分かる図面がありませんが、追加で公表されるのでしょうか。	市から公表することは出来ませんので、必要に応じて、各事業者にご確認ください。

■総合水泳・水遊場整備事業 入札説明書等に関する質問・回答（参加資格関係以外）

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
48	要求水準書	p17	第3	4	(3)	イ)	－	「ライフラインが途絶えた場合でも、一定の機能維持が図られること」と記載されていますが、どの程度の機能維持が必要と考えればよろしいでしょうか。	具体的な時間等の指定はありませんが、災害時等の運営に支障がないよう提案してください。
49	要求水準書	p24	第3	5	(1)	入退場管理設備	－	「入場者数のカウントが行えるシステム、設備を導入すること。」とありますが、屋内プール、屋外プール、テニスコート、体育館（既存施設）それぞれの入場者数が把握できるシステムと考えてよろしいでしょうか。	公共施設予約システムによりテニスコート、体育館、多目的グラウンドの予約件数等は把握ができるため、当該設備は、屋内プール、屋外プール、駐車場・駐輪場の利用状況（利用人数等）が把握できるシステムを想定しています。
50	要求水準書	p24	第3	5	(1)	防犯管理設備	－	「第二総合運動場内のセキュリティ情報を事務室等で統括するシステムを構築すること。」とありますが、既存施設の取り込みが必要になります。既存施設のセキュリティ情報の定義についてご教示願います。	要求水準書「第5 運営業務の実施に関する事項」「第6 維持管理業務の実施に関する事項」に示す業務を適切に実施が可能な必要に応じたセキュリティ情報を統括するシステムをご提案ください。
51	要求水準書	p24	第3	5	(1)	防犯管理設備	－	「監視カメラは…、SPCの提案によるものとする。」とあり、次に「監視カメラの映像は…設置すること。」とあります。監視カメラは提案ではなく、要求事項と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですので、要求水準書を修正します。
52	要求水準書	p25	第3	5	(1)	防犯カメラ設備	－	「防犯カメラ設備を、…適宜設置すること。」とあり、監視カメラ（防犯管理設備）は提案となっていますが、防犯カメラと監視カメラ（防犯管理設備）の要求水準での違いをご教示願います。	「防犯カメラ設備」と「監視カメラ」は同様のものであるため、要求水準書を修正します。
53	要求水準書	p25	第3	5	(1)	インターホン設備	－	呼出音を切ることができる機能は何のために必要でしょうか。	必要に応じて呼出音を切る場合を想定しています。
54	要求水準書	p25	第3	5	(1)	自動体外式除細動器(AED)	－	AEDはレンタルでも宜しいでしょうか。	問題ありません。
55	要求水準書	p28	第3	5	(1)	プールろ過設備	－	『高度処理装置』の例をご教示下さい	高度処理装置は「オゾン処理」または「紫外線照射処理」を示します。
56	要求水準書	p29	第3	5	(2)	留意事項	－	開放感のある天井高とは具体的な数値イメージはございますか。	具体的な天井高の指定はありませんが、開放感のある天井高を提案してください。
57	要求水準書	p30	第3	5	(2)	競泳用プール	－	「記載がない事項については、…公益財団法人日本水泳連盟プール公認規則の「標準競泳プール」の仕様を参考にすること」とありますが、最新版の2018年度版に「標準競泳プール」の記載はなく「25m一般プール」に準拠すると考えてよろしいでしょうか。	ご提案の競泳用プールにおいて、公認プール施設要領に参考すべき項目があれば参考にしてください。なお、あくまで公認プール施設要領は参考であるため、必ずしも準拠する必要はありません。
58	要求水準書	p30	第3	5	(2)	競泳用プール	－	「競泳用プールは「標準競泳プール」の仕様を参考にすること」との記載がありますが、日本水泳連盟の公認を受ける必要はないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	要求水準書	p37	第3	5	(4)	①	配置計画	テニスコートを立体的に配置した場合においてはユニバーサルデザインは適用されないと考えて宜しいですか。	全ての新設施設において、ユニバーサルデザインに基づき整備を行ってください。
60	要求水準書	p37	第3	5	(4)	①	テニスコート	立体的に配置したテニスコートの路盤については、事業者の提案と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準に示す性能を満たしたうえで、それ以上の性能をご提案いただくことは問題ありません。

■総合水泳・水遊場整備事業 入札説明書等に関する質問・回答（参加資格関係以外）

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
61	要求水準書	p38	第3	5	(4)	①	照明灯	照明灯設置にあたり、照度は、事業者の提案で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準に示す性能を満たしたうえで、それ以上の性能をご提案いただくことは問題ありません。
62	要求水準書	p38	第3	5	(4)	②	観客席	ベンチを備えた観客席とありますが、席数は事業者の提案で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準に示す性能を満たしたうえで、それ以上の性能をご提案いただくことは問題ありません。
63	要求水準書	p39	第3	5	(5)	—	—	屋外プール開設中は多目的グラウンドを臨時駐車場とすることは可能でしょうか。	新設施設の駐車場の収容台数は、夏期の屋外プールの営業日、大会開催時、土・日曜日、祝日等の繁忙時を踏まえ、利用者の同時使用率等を勘案して提案してください。原則、第二総合運動場の利用者は新設施設として整備した駐車場を利用いただきますが、運營業務開始後、夏期における各施設の利用状況等を踏まえて市と協議した上で、必要に応じて多目的グラウンドを臨時駐車場とすることを検討します。
64	要求水準書	p42	第3	5	(6)	構造	—	遊水池を埋め戻した後に地盤改良は実施していますでしょうか。また、その結果について開示願えませんでしょうか。	造成工事における土質品質管理のコーン指数について、「qc=400KN/m ² 」を確保する予定です。
65	要求水準書	p42	第3	5	(6)	専用駐車場・駐輪場	—	駐車場全体整備の中で、他施設と供用の駐車場でも可能でしょうか。	運営維持管理の効率性、利用者の快適性・利便性等が向上するのであれば、新設施設としての駐車場・駐輪場で確保する利用者用駐車台数に賑わい施設の利用者用駐車台数を加えて、駐車場・駐輪場と賑わい施設の利用者用駐車場を一体的に配置する提案も可とします。なお、その場合においても、要求水準書p42,第3,5「(6)賑わい施設（専用駐車場・専用駐輪場）」の要求水準を満たすよう計画してください。また、駐車場・駐輪場の収容台数について、原則、要求水準書の台数を満たすよう計画してください。SPCが想定する駐車場・駐輪場の台数をご提案いただくことも可としますが、夏期の屋外プールの繁忙時、利用者同時使用率等を勘案しても、前面道路及び国道171号等における入庫待ち車両の滞留や周辺道路の交通渋滞を招かない等の要求水準が十分に満たせることを、明確に説明できる根拠資料を添付してご提案ください。
66	要求水準書	p43	第3	5	(7)	雨水排水設備	—	「箕面市開発行為等の手続きに関する条例」を貴市開発指導室に問い合わせましたがそのような名称の条例は存在しないとお答えがありました。「箕面市まちづくり推進条例」及び当該規則を指すのでしょうか。	ご理解のとおりです。まちづくり推進条例等に基づく各課協議において、下水道管理者等からの指導事項に従い実施してください。
67	要求水準書	p46	第4	2	—	—	—	周辺家屋調査を実施すべき範囲をご教示ください。	本事業敷地に近接する家屋を予定しております。
68	要求水準書	p47	第4	3	(3)	—	—	「アスベストが存在することが判明した場合」とありますが、契約後事業者が調査するという事でしょうか。また、有りの場合の費用は別途と考えて宜しいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段について、アスベストが存在することが判明した場合の費用については、要求水準書p47,第4,3「(3)アスベスト処理」をご確認ください。
69	要求水準書	p47	第4	3	(3)	—	—	「成型板等の非飛散性アスベスト廃棄物を除く」とありますが、表面の塗装材については別途と考えて宜しいですか。	アスベスト含有建築仕上塗料は飛散性となるため、非飛散性アスベスト成型板の表面塗装は、成型板等と一体と考えてください。
70	要求水準書	p48	第4	4	(4)	—	—	「供用開始準備等の3か月間程度を含む」とありますが、この期間には竣工検査等も含むとの理解で宜しいでしょうか。	竣工検査は建設業務期間に含まれます。建設業務期間終了後、供用開始準備等を実施していただいた後に供用開始となります。

■総合水泳・水遊場整備事業 入札説明書等に関する質問・回答（参加資格関係以外）

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
71	要求水準書	p50	第4	4	(2)	—	—	『工事監理者は工事期間中、工事監理事務所常駐を基本とし〜』と記載がありますが、基本は重点監理とし、重要工事について部分常駐を行うと考えて宜しいでしょうか。一般的に10,000㎡程度の庁舎の設計監理業務においても常駐監理は求められていません。また基本計画で示されている設計費用では常駐は加味されていないと考えます。	あくまで工事監理者の常駐は原則であるため、要求水準に示す業務を適切に実施できるのであれば、必ずしも常駐である必要はありません。
72	要求水準書	p54	第4	5	(14)	コ	—	「低騒音型・低振動型建設機械を使用すること」との記載がありますが、低振動型建設機械の型式数は極めて少なく、確保が困難です。「低騒音型建設機械を使用すること」と読み替えてもよろしいでしょうか。	低振動型建設機械を使用しない提案も可としますが、周辺住宅の生活環境に影響が及ばないよう配慮してください。
73	要求水準書	p55	第4	6	—	—	—	「不要な備品については、市と協議のうえ、廃棄する事」とありますが、今回の見積りには計上しないものと考えて宜しいでしょうか。	事業費に含めて提案してください。
74	要求水準書	p55	第4	6	—	—	—	備品調達について、プール用品やフィットネス用品もサービス対価（予定価格）に含まれるとの認識で宜しいでしょうか。	サービス対価とは特定事業契約書（案）別紙7に示すとおり、既存施設、廃止予定施設及び新設施設における維持管理費用・運営費用相当額等であるため、備品調達は施設整備費等に含んでください。
75	要求水準書	p56	第4	7	—	—	—	国庫補助金等補助業務について、補助金対象となった場合の事業者経費については別途協議（増額）との認識で宜しいでしょうか。	国庫補助金等補助業務は、あくまで資料の作成や監査等があった場合の必要な協力程度を想定しているため契約額の増額は想定していません。なお、入札関係書類に定めのない事項且つ、想定外の増加費用等が生じた場合においては、必要に応じて協議することとします。
76	要求水準書	p60	第5	2	(3)	—	—	新設屋外プールの供用期間ですが、7/1～8/31などの想定はございますか。	要求水準書p60,第5,2,「(4)営業時間等」をご確認いただいたうえで、営業日を提案してください。
77	要求水準書	p59	第5	1	(3)	カ	—	賠償責任等必要な保険、とはSPCの判断で内容を提案すれば宜しいでしょうか。	保険について、原則、別紙3に記載する保険契約を損害保険会社との間で締結してください。記載のない事項については事業者の提案によるものとしますが、特定事業契約書（案）第21条,第72条に基づき、保険内容及び保険証書は市の確認が必要となります。なお、特定事業契約書（案）第21条,第72条において、市及び事業者は協議により別紙3に記載する保険契約の条件の変更は可能としており、別紙3に記載する保険内容を上回る内容の保険をご提案することも可とします。
78	要求水準書	p59	第5	1	(3)	ク	—	地域及び周辺事業者が実施する事業への支援について、具体的に現在どのような事業が行われていますか？	総合運動場備品の貸し出しや、イベントの運営協力が行われています。
79	要求水準書	p60	第5	2	(3)	—	—	既存の市民プールの運営期間ですが、解体工事開始までになっておりますが、いつ頃からの想定でしょうか。	設計業務に支障がないよう建設業務（解体撤去工事含む）の着手日をご提案ください。なお、市は、既存市民プールは令和3年度の夏まで供用されることを想定しています。
80	要求水準書	p60	第5	2	(3)	—	—	既存市民プールの使用期限は、SPCの提案によるものでしょうか。	No.79の回答をご確認ください。
81	要求水準書	p61	第5	2	(5)	ア	—	利用料金について、市民料金割引は必須でしょうか。	必須ではありませんが、要求水準書p60,第5,2,(5)「ア)利用料金」をご確認いただいたうえで、利用料金を提案してください。
82	要求水準書	p64	第5	4	(1)	—	—	賑わい施設についてですが、スケルトンで建設した建物の行政財産使用料は不要との認識で間違いありませんでしょうか？	テナントにより整備する賑わい施設の内装工事等の費用は、賑わい施設には含まれません。そのため、テナントにより整備する賑わい施設の内装工事等の費用を除いた賑わい施設の施設整備費を入札説明書p8,第2「(3)収支構造及び算出方法」に基づき算出し、市への賃借料を算出してください。

■総合水泳・水遊場整備事業 入札説明書等に関する質問・回答（参加資格関係以外）

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
83	要求水準書	p65	第5	4	(5)	イ)	—	賑わい施設の賃借料について、屋内プールとの合築の場合、どのような計算方法になるかご教授ください。	賑わい施設と屋内プールの整備費を面積按分する等、その他合理的であると考えられる按分方法により算出し、市への賃借料を算出してください。
84	要求水準書	p66	第5	5	(3)	—	—	既存のテニスコートの運営期間ですが、解体工事開始までになっておりますが、いつ頃からの想定でしょうか？	設計業務に支障がないよう建設業務（解体撤去工事含む）の着手日をご提案ください。なお、市は、既存テニスコートは令和3年度末まで供用されることを想定しています。
85	要求水準書	p67	第5	5	(5)	イ)	—	体育館各室、テニスコートの予約システムについて、新設開業後のシステム変更は、箕面市負担と理解して宜しいでしょうか？	公共施設予約システムの改修費用については、ご理解のとおりです。
86	要求水準書	p67	第5	6	—	—	—	提案事業運営について、新設施設を整備した場合の貴市への借地料や賃料は発生しないとの理解で宜しいでしょうか。	提案事業については指定管理業務となるため、行政財産使用料は不要です。
87	要求水準書	p67	第5	5	(5)	ア)	—	利用料金について、市民料金割引は必須でしょうか？	必須ではありませんが、要求水準書p60,第5,5,(5)「ア)利用料金」をご確認いただいたうえで、利用料金を提案してください。
88	要求水準書	p67	第5	5	(5)	ウ)	—	専用車両によりグラウンド整備とありますが、専用車両が備品リストにはありません。本件で購入した場合、備品となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	要求水準書	p68	第5	7	—	—	—	自主事業運営業務について、貴市への施設使用料金等の発生はないとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書p68,第5「7 自主事業運営業務」に示すとおり、自主事業については「基本方針に基づく利用増進・利用者利便性向上に資する事業」であれば、行政財産使用料は不要です。
90	要求水準書	p70	第6	2	(4)	①②	—	指定管理期間満了時、大規模修繕（市負担）と修繕（SPC負担）の基準があればお示し下さい。	要求水準書p84,第7「9指定期間終了に当たっての引継ぎ業務」をご確認ください。
91	要求水準書	p70	第6	2	(4)	①②	—	SPCの責任と負担とする修繕の場合も委員会と協議したうえでの施工が必要でしょうか。	緊急時を除き、委員会と協議したうえで施工してください。
92	要求水準書	p71	第6	2	(4)	②	—	既存施設の修繕・備品更新費の年額200万円（税抜き）を限度としてSPC負担について、未達の場合に翌年度の負担上限額に繰り越す条件を削除していただくことは可能でしょうか。	要求水準書p70,第6「(4)費用の負担」を変更する予定はありません。
93	要求水準書	p71	第6	2	(4)	②	—	「必要な設備の修繕は～委員会との協議の上、SPCが自らの費用で行う」とありますが、200万円を超える修繕も認められるのでしょうか。また、年額が200万円に達しない場合、翌年度の一年に限り上限負担額に繰り越すという認識でよろしいでしょうか。	前段は、その修繕内容を精査、協議した上で決定することとします。後段については、令和2年9月11日に回答の「入札説明書等に関する質問に対する回答（参加資格関係以外）」のNo.60をご確認ください。
94	要求水準書	p83	第7	8	(4)	—	—	地震時の対応を行った場合、対応等により別途生じた費用は別途支払われるという認識でよろしいでしょうか。	原則、事業者負担となりますが、入札関係書類に定めのない事項且つ、想定外の増加費用等が生じた場合においては、必要に応じて協議することとします。
95	要求水準書	p84	第7	9	—	—	—	指定期間終了時の状態について、適切な維持管理を行った上で問題なく使用ができる状態であれば、引渡時に新たな補修や修繕は必要ないと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書p84,第7「9指定管理期間終了に当たっての引継ぎ業務」及び特定事業契約書（案）第75条に記載されるSPCが実施する必要がある補修・修繕に該当しない場合は、ご理解のとおりです。

■総合水泳・水遊場整備事業 入札説明書等に関する質問・回答（参加資格関係以外）

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
96	要求水準書 添付資料①	－	－	－	－	－	－	赤線により計画地範囲が示されておりますが、一体開発することによる開発許可申請は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
97	要求水準書 添付資料③	－	－	－	－	－	－	第2総合運動場の利用料の増加要因をご教示願います。	利用料金の改定をしたことが利用料金収入の増加要因の一つであると考えられます。
98	要求水準書 添付資料④	p5	第18条	－	－	－	－	確認ですが、「原状回復義務」について事業者負担では無いとの理解で宜しいでしょうか。	SPCは指定管理者であるため、本条に規定する現状回復義務は事業者負担となります。
99	要求水準書 配布資料c	－	－	－	－	－	－	市所有地（池、農地等）の造成について、経年により圧密沈下や不等沈下が生じ上部面に支障が生じた場合は、市のリスクとの理解で宜しいでしょうか。	生じた事象を精査の上、市が実施した造成工事に起因したものである場合はご理解のとおりです。
100	要求水準書 配布資料g	29杭伏図	－	－	－	－	－	既存テニスコート管理棟の杭ですが、「杭長は地質調査によって決定する。」とあります、杭長についてご教示をお願いします。	杭長については把握しておりません。
101	要求水準書 配布資料j	p14	－	－	－	－	－	防火設備定期検査の記載がありますが、p24には記載がありません。実施している場合業者名等ご教示ください。また、点検報告書を開示頂けないでしょうか。	既存施設には防火設備定期検査の対象設備がありません。
102	要求水準書 配布資料j	p14	－	－	－	－	－	下記の点検報告書を開示頂けないでしょうか。「電気保安点検」「空調機保守点検」「自動扉保守点検」「消防設備点検」「防火対象物定期検査」「建築設備定期検査」「プール水質検査」「プールのろ過機点検」	現時点で公表する予定はありません。
103	要求水準書 配布資料j	p14	－	－	－	－	－	プール水質検査を茨木保健所と南海B Sに2回ずつ委託していますが、今後も茨木保健所に委託する必要がありますでしょうか。	SPCは、法令等を遵守し、要求水準書p77,第6,2,(5)「ク）プールの水質維持管理業務」を適切に実施してください。入札説明書等において、水泳・水遊場等運営管理企業の委託先までは規定しておりません。
104	要求水準書 配布資料j	p24	－	－	－	－	－	フロン抑制法に基づく簡易点検の記載がありませんが、別途実施でしょうか。点検報告書またはフロン機器台帳を開示頂けないでしょうか。	法令等を遵守し、点検を実施してください。なお、フロン抑制法に基づく点検報告書及びフロン機器台帳を現時点で公表する予定はありませんが、
105	要求水準書 配布資料j	p24	－	－	－	－	－	受水槽清掃の報告書を開示ください。清掃対象は、体育館屋上のシスターンのみでしょうか。	受水槽は使用しておりません。
106	要求水準書 配布資料j	p24	－	－	－	－	－	特殊建築物定期検査の報告書を開示頂けないでしょうか。	特殊建築物定期検査の報告書を現時点で公表する予定はありません。
107	要求水準書 配布資料j	p30	－	－	－	－	－	支出に一般廃棄物に相当する項目が見当たりません。回収運搬の委託先と年間費用を合わせてご教示ください。	回収運搬の委託先と年間費用を公表する予定はありません。
108	要求水準書 配布資料j	p30	－	－	－	－	－	シャワーの熱源はガスでしょうか、またシャワー利用者は何割程度でしょうか。	配布資料fをご確認ください。シャワー利用者数はカウントしていないため、施設利用者数に対する割合は不明です。

■総合水泳・水遊場整備事業 入札説明書等に関する質問・回答（参加資格関係以外）

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
109	要求水準書 配布資料j	—	—	—	—	—	—	開示頂いた図面に浄化槽および汚水槽の記載がありますが、点検や清掃の表記が見当たりません。使用していない設備でしょうか。	ご理解の通りです。
110	基本協定書 (案)	p3	第6条	第4項	—	—	—	連帯して違約金を支払わなければならないとございますが、帰責者負担としていただけないでしょうか。	違約金は市と基本協定書を締結するPFI事業予定者に支払い義務があるため、本条を変更する予定はありませんが、その違約金をPFI事業予定者のうち、違約金の発生にかかる帰責者のみが負担することをPFI事業者で定めることを妨げるものではありません。
111	基本協定書 (案)	p3	第6条	第4項	—	—	—	「連帯して違約金を支払わなければならない」とについて、帰責者負担に変更は可能でしょうか。または、その他の企業（参加資格）を連帯から除外することは可能でしょうか。条件が厳しいので再考をお願いします。	No.110の回答をご確認ください。
112	基本協定書 (案)	p3	第6条	第4項	—	—	—	代表企業が基本協定書第6条第1項及び第7条第1項のいずれかに該当した場合も、資格・能力上支障がないと貴市が判断する代替企業を誘致して代表企業を変更することで、事業契約を締結することをお認めいただけませんかでしょうか。	生じた内容を精査の上、決定することとします。なお、参加表明書提出後の代表企業及び構成企業の変更の取扱いについては、入札説明書p14,第3「(4)代表企業及び構成企業の変更」をご確認ください。
113	基本協定書 (案)	p3	第6条	第4項	—	—	—	本件事業契約が事業予定者の帰すべき事由により締結されなかった場合、違約金として再入札にかかる費用と遅延により貴市に生じる損害を支払わなければならないとございますが、本事業に対するリスクの明確化のため、具体的な違約金の額をお示しいただけますでしょうか。再入札にかかるアドバイザー費用及び再入札の間の約1年程度の既存施設の指定管理料のほかに、想定される費用及び損害はございますでしょうか。	想定される違約金として、再入札にかかるアドバイザー費用及び再入札の間の既存施設の指定管理料等が想定されますが、現時点で、違約金額の予定を具体的にお示しすることは出来ません。
114	基本協定書 (案)	p3	第6条	第4項	—	—	—	上記について、具体的な金額の想定が難しい場合、違約金の上限を設定いただけますでしょうか。	違約金の上限額を設定する予定はありません。参考に回答No.113もご確認ください。
115	基本協定書 (案)	p3	第6条	第4項	—	—	—	「本件事業契約が事業予定者の帰すべき事由により締結されなかった場合、違約金として再入札にかかる費用と遅延により貴市に生じる損害を支払わなければならない」について、リスクの整理上、想定した損害金額をご教授ください。	No.113,114の回答をご確認ください。
116	基本協定書 (案)	p3	第6条	第4項	—	—	—	「本件事業契約が事業予定者の帰すべき事由により締結されなかった場合、違約金として再入札にかかる費用と遅延により貴市に生じる損害を支払わなければならない」について、本事業に対するリスクの整理上、具体的な違約金の額をご教授ください。	No.113,114の回答をご確認ください。
117	基本協定書 (案)	p3	第6条	第4項	—	—	—	入札説明書P.14 第3 3 (4)において構成企業については事業契約締結前であれば変更を認めることができるとございますが、基本協定書の締結後、構成企業が基本協定書第6条第1項及び第7条第1項のいずれかに該当した場合も、資格・能力上支障がないと貴市が判断する代替企業を誘致し、構成企業を変更することができれば、事業契約を締結することができ、違約金は発生しないという理解でよろしいでしょうか。	No.112の回答をご確認ください。
118	基本協定書 (案)	p4	第7条	第2項	—	—	—	基本協定書は落札者選定後、事業契約締結に向けて、落札者と貴市のそれぞれの義務と、本事業等の円滑な実施に必要な諸手続等について定めることを目的（第1条の通り）としており、また、事業契約において、構成企業及び協力企業が本事業の入札において重大な法令違反をし契約解除される場合の違約金負担条項が存在することから、本項記載の規定は、事業契約の停止条件の成就前までとしていただけますでしょうか。	基本協定書（案）の有効期間について、ご指摘のとおり修正を検討し、詳細は後日公表します。
119	基本協定書 (案)	p4	第7条	第2項	—	—	—	基本協定書第1条に「落札者選定後、事業契約締結に向けて、落札者と貴市のそれぞれの義務と、本事業等の円滑な実施に必要な諸手続等について定めることを目的」とあり、事業契約において、構成企業及び協力企業が本事業の入札において重大な法令違反をし契約解除される場合の違約金負担条項があり、本項記載の規定は、事業契約の停止条件の成就前までと変更は可能でしょうか。	No.118の回答をご確認ください。

■総合水泳・水遊場整備事業 入札説明書等に関する質問・回答（参加資格関係以外）

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
120	基本協定書（案）	p4	第7条	第2項	—	—	—	本項の但し書きについて、不当廉売の場合においては、賠償金を支払う必要がないという理解でよろしいでしょうか。	基本協定書（案）第7条,第2項に示すとおりです。
121	基本協定書（案）	p4	第7条	第4項	—	—	—	「共同連帯して第2項の賠償金及び前項の超過分の賠償を甲に支払わなければならない」について、共同連帯ではなく帰責者負担に変更することは可能でしょうか。その他企業として参画する場合には相当厳しい条件となり、対応が難しくなりますのでご配慮ください。	違約金は市と基本協定書を締結するPFI事業予定者に支払い義務があるため、本条を変更する予定はありませんが、その違約金をPFI事業予定者のうち、違約金の発生にかかる帰責者のみが負担することをPFI事業者で定めることを妨げるものではありません。
122	基本協定書（案）	p4	第7条	第4項	—	—	—	共同連帯して第2項の賠償金及び前項の超過分の賠償を甲に支払わなければならないとございますが、担当する業務内容により本事業への関与が限定的であることから、本事業について独占禁止法等の法令に違反できる立場でないにも関わらず、連帯して債務を負う可能性を長期間に渡り負い続けることはリスクが過大であることから、共同連帯ではなく帰責者負担としていただけますでしょうか。	No.121の回答をご確認ください。
123	基本協定書（案）	p4	第7条	4	—	—	—	基本協定書（案）第7条第4項の規定に基づく賠償金について、事業契約書の違約金額と同額としていただけますでしょうか。	基本協定書（案）の第7条第4項の違約金額を変更する予定はありません。
124	基本協定書（案）	p4	第7条	4	—	—	—	事業契約書締結以降に基本協定書（案）第7条第4項の規定に基づく賠償金が発生する場合、事業契約書第76条及び第81条に記載の違約金の支払いにより、当該賠償金の支払いは免れるという理解でよろしいでしょうか。	No.118の回答をご確認ください。
125	特定事業契約書（案）	—	目次	—	—	—	—	目次では第64条は（賑わい施設運営業務の実施）となっておりますが、本文では第64条は（自主事業）となっており、（賑わい施設運営業務の実施）は第65条で、以下条文番号が目次と本文で1つずつずれています。本文の条文番号が正しいという理解でよろしいでしょうか。念のためご確認をお願いします。	目次が誤りであるため、修正します。
126	特定事業契約書（案）	p15	第3章	第21条	第1項	—	—	「保険契約の内容及び保険証書については、市の確認を得るものとする」とありますが、書式を問わず、提案内容と付保する保険条件が合致していることを確認できる書面をご提出することでよろしいでしょうか。	問題ありません。
127	特定事業契約書（案）	p15	第3章	第21条	第3項	—	—	「本件工事開始の前日までに、前項の保険証書の写しを市に提出しなければならない。」とありますが、保険証書の発行には手続き完了後1か月程度を要します。よって、本件工事開始の前日までに保険が付保されていることを証明する「付保証明書」を貴市へ提出し、保険証券発行後速やかにその写しを貴市へ提出することをご了承いただけないでしょうか。	問題ありません。
128	特定事業契約書（案）	p22	第4章	第40条	第1項	—	—	賑わい施設の維持管理業務及び運営業務については、賑わい施設運営管理企業以外の第三者に、各業務の全部又は大部分を請け負わせ、又は委託してはならないとございますが、賑わい施設運営管理企業がテナントを誘致してテナントが業務を実施する場合は、第三者への再委託に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
129	特定事業契約書（案）	p22	第4章	第40条	第1項	—	—	賑わい施設運営管理企業がテナントを誘致し業務を実施することが第三者への再委託に該当する場合、賑わい施設運営管理企業からテナントへの委託は、業務の全部又は大部分を請け負わせ、又は委託させることには該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	No.128の回答をご確認ください。
130	特定事業契約書（案）	p22	第4章	第40条	第2項	—	—	賑わい施設運営管理企業がテナントを誘致し業務を実施することが第三者への再委託に該当する場合、入札説明書等に記載の趣旨からして賑わい施設運営管理企業は必ずしもテナントとは限らず、賑わい施設運営管理企業がテナントを誘致して賑わいを創出させることも想定されていると存じますので、合理的な理由がない限り、賑わい施設運営管理企業からテナントへの委託をご承諾いただきますようお願い致します。	No.128の回答をご確認ください。

■総合水泳・水遊場整備事業 入札説明書等に関する質問・回答（参加資格関係以外）

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
131	特定事業契約書（案）	p22	第4章	第40条	第2項	—	—	賑わい施設運営管理企業が誘致するテナントを事業期間中に変更することは可能でしょうか。	問題ありません。
132	特定事業契約書（案）	p30	第4章	第65条	—	—	—	契約期間満了間近に転借人が解約した場合、それ以降の転貸が困難になります。期間満了後は市と直接契約になるなど条件をつけて期間満了以降の期間含めての契約を認めて頂けないでしょうか。	市とSPCは新施設引渡しから事業期間終了までの期間において、建物賃貸借契約を締結することから、市とテナントが直接、建物賃貸借契約を締結することはありません。なお、事業期間を超える建物賃貸借契約については、特定事業契約書（案）,別紙13,第18項をご確認ください。
133	特定事業契約書（案）	p31	第4章	第67条	第5項	—	—	「SPC」とは、本事業に係る特別目的会社、すなわち本契約における「事業者」という理解でよろしいでしょうか。念のためご教示ください。	ご理解の通りです。「事業者」の誤りであるため、修正します。
134	特定事業契約書（案）	p36	第5章	第76条	第4項	—	—	引渡し前に契約解除となった場合に貴市に買い受けいただける出来形には、契約解除までに発生した合理的な範囲のSPC設立費やSPC運営諸経費は含まれるという理解でよろしいでしょうか。	本条に規定のとおり、出来高部分が存在する場合、買い受け部分に相応する工事費相当額であるため、SPC設立費やSPC運営諸経費は含まれません。
135	特定事業契約書（案）	p36	第5章	第76条	第3項	—	—	前年度における事業者の既存施設及び廃止予定施設の維持管理費及び運営費の100分の20に相当する額を違約金として支払うとございますが、通常のPFI案件と比較して過大であると思われ、当該違約金に備えるためにリスクマネーの調達コスト増加にもつながることから、100分の10としていただけますでしょうか。	特定事業契約書（案）第76条,第3項を変更する予定はありません。
136	特定事業契約書（案）	p36	第5章	第76条	第3項	—	—	「前年度における事業者の既存施設及び廃止予定施設の維持管理費及び運営費の100分の20に相当する額を違約金として支払う」について、通常のPFI案件と比較してリスクマネーとして過大と推測します。違約金割合を100分の10としていただくことは可能でしょうか。	No.135の回答をご確認ください。
137	特定事業契約書（案）	p36	第5章	第76条	第3項	—	—	前年度における事業者の既存施設及び廃止予定施設の維持管理費及び運営費の100分の20に相当する額を違約金として支払うとございますが、維持管理費及び運営費は税込金額という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	特定事業契約書（案）	p36	第5章	第76条	第5項	—	—	金融機関が建設期間中にSPCに対して融資を行う際において、事業契約が解除された場合、SPCが貴市に対して有する出来高部分の債権が返済原資となります。そのため、事業者帰責にかかわらず、貴市に出来高部分を買って頂けるよう当該第5項は削除又はご修正願います。原文の通りですと、プロジェクトファイナンスでの資金調達が困難となり、資金調達コストが増加する懸念がございます。	特定事業契約書（案）第76条,第5項を変更する予定はありません。
139	特定事業契約書（案）	p39	第5章	第81条	第6項	—	—	前年度における事業者の既存施設及び新規施設の維持管理費及び運営費の100分の20に相当する額を違約金として支払うとございますが、通常のPFI案件と比較して過大であると思われ、当該違約金に備えるためにリスクマネーの調達コスト増加にもつながることから、100分の10としていただけますでしょうか。	特定事業契約書（案）第81条,第6項を変更する予定はありません。
140	特定事業契約書（案）	p39	第5章	第81条	第6項	—	—	前年度における事業者の既存施設及び新規施設の維持管理費及び運営費の100分の20に相当する額を違約金として支払うとございますが、維持管理費及び運営費は税込金額という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
141	特定事業契約書（案）	p39	第5章	第81条	第6項	—	—	「前年度における事業者の既存施設及び廃止予定施設の維持管理費及び運営費の100分の20に相当する額を違約金として支払う」について、通常のPFI案件と比較してリスクマネーとして過大と推測します。違約金割合を100分の10としていただくことは可能でしょうか。	No.139の回答をご確認ください。

■総合水泳・水遊場整備事業 入札説明書等に関する質問・回答（参加資格関係以外）

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
142	特定事業契約書（案）	p40	第6章	第84条	第1項	—	—	1行目に「第92条第2項」と記載されていますが、正しくは「第90条第2項」であるとの理解でよろしいでしょうか。	第90条第2項の誤りであるため、修正します。
143	特定事業契約書（案）	p41	第6章	第85条	第1項	—	—	1行目に「第93条第2項」と記載されていますが、正しくは「第92条第2項」であるとの理解でよろしいでしょうか。	第92条第2項の誤りであるため、修正します。
144	特定事業契約書（案）	p43	第8章	第89条	第1項 第2項	—	—	「前項の規定にかかわらず、事業者が自己の責任及び費用負担において、市又は事業者を被保険者とし、施設整備費等の総額の10分の3相当額を保証金額とする履行保証保険契約を自ら締結し、又は請負人等をしてかかる履行保証保険契約を締結させることにより、契約保証金を免除する。」とありますが、一方施設引き渡し前の事業者事由による契約解除の違約金は施設整備費の10分の1になっていることから、施設整備費の10分の3の履行保証保険を付保しても10分の1の保険金しか払われない可能性があり10分の3にする意味が無いように思われます。また、保証金額を高くすると当然保険料も高くなり結果として施設本体の整備費が圧迫されますので、できましたら契約保証金も他事例と同様に施設整備費の10分の1にしていただけないでしょうか。	違約金額について、市が被った合理的損額の額が特定事業契約書（案）に規定する違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができるとしているため、特定事業契約書（案）第89条,第1項を変更する予定はありません。
145	特定事業契約書（案）	p43	第8章	第89条	第2項	—	—	履行保証保険の保険金額を「施設整備費等の総額の10分の3相当額」とすることを求められている一方で、第76条第3項で新施設の引渡し前に契約解除がある場合には、施設整備費等の総額の10分の1相当額および前年度における事業者の既存施設及び廃止予定施設の維持管理費及び運営費の100分の20に相当する額を違約金として支払うとあります。違約金以上の履行保証保険金額を付保したとしてもその分は補償されないため、第89条第1項に定める契約保証金並びに同第2項に定める履行保証保険金額は「施設整備費等の総額の10分の1相当額」としてもよろしいでしょうか。	No,144の回答をご確認ください。
146	特定事業契約書（案）	p43	第8章	第89条	第2項	—	—	施設整備費の総額の10分の3相当額を保証額とする履行保証保険を締結しとございますが、保証額が通常のPFI案件と比較して過大であると思われ、事業費の増加にもつながることから、施設整備費の総額の10分の1としていただけますでしょうか。	No,144の回答をご確認ください。
147	特定事業契約書（案）	p43	第8章	第89条	第2項	—	—	「施設整備費の総額の10分の3相当額を保証額とする履行保証保険を締結し」について、保証額が通常のPFI案件と比較して過大と推察します。施設整備費総額の10分の1に変更は可能でしょうか。	No,144の回答をご確認ください。
148	特定事業契約書（案）	p51	別紙3	(1)	ア	—	—	「建設工事保険、組立保険」という2つの保険種目が記載されていますが、本件の事業契約の対象となっている全ての工事を対象にすればよく、2つの保険種目を要求しているというわけではないという理解でよろしいでしょうか。念のためご教示ください。	ご理解の通りです。
149	特定事業契約書（案）	p51	別紙3	(1)	ア	—	—	免責金額の記載がありませんが、保険会社によって一般的に引受けられる範囲で、事業者が任意で設定すればよいという理解でよいでしょうか。	ご理解の通りです。付保条件については、原則、別紙3に記載する保険契約を損害保険会社との間で締結する必要があり、記載のない事項については事業者の提案によるものとしますが、特定事業契約書（案）第21条,第72条に基づき、保険内容及び保険証書は市の確認が必要となります。なお、特定事業契約書（案）第21条,第72条において、市及び事業者は協議により別紙3に記載する保険契約の条件の変更は可能としており、別紙3に記載する保険内容を上回る内容の保険をご提案することも可とします。

■総合水泳・水遊場整備事業 入札説明書等に関する質問・回答（参加資格関係以外）

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
150	特定事業契約書（案）	p51	別紙3	(1)	ア	③	—	保険の対象として、「本件事業の対象となっている全ての工事」とありますが、当該工事には廃止予定施設の解体撤去工事が含まれております。建設工事保険は新設する工事目的物に生じた物的損害を補償する保険であり、解体撤去工事は対象外となる理解でよいでしょうか。	解体撤去工事についても、解体工事保険の加入が必要となります。別紙3を修正します。
151	特定事業契約書（案）	p51	別紙3	(1)	ア	⑤	—	建設工事に関する保険の保険金額について「工事完成価額」とするとありますが、保険引受上の規定に従い工事元請負人の請負金額（除く、解体撤去工事費）で契約することで差し支えないでしょうか。	原則、別紙3に記載する保険契約を損害保険会社との間で締結してください。特定事業契約書（案）第21条,第72条において、市及び事業者は協議により別紙3に記載する保険契約の条件の変更は可能としておりますが、特定事業契約書（案）第21条,第72条に基づき、保険内容及び保険証書は市の確認が必要となります。
152	特定事業契約書（案）	p51	別紙3	(1)	—	—	—	「事業者又は工事請負人等は、市の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。」とありますが、保険金額の増額や保険期間の延長、契約者名の変更等、貴市ヘデメリットのない変更であっても全て貴市の承諾が必要でしょうか。	保険契約、保険金額の変更又は解約に該当する場合は、市の承諾が必要となります。
153	特定事業契約書（案）	p52	別紙3	(2)	—	—	—	維持管理業務及び運営業務に関する保険について、「機械・建物火災保険」～「利益保険」まで並べられております。その下の①～⑤の付保内容は賠償責任保険を前提に記載されているいる理解しておりますので「機械・建物火災保険」と「利益保険」はあくまで例示で、事業者が負担するリスクを軽減するために必要と判断する場合に事業者の提案する補償条件で付保すればよろしいでしょうか。	利益保険においても、原則、損害保険会社との間で保険契約を締結する必要があります。付保条件については、原則、別紙3に記載する保険契約を損害保険会社との間で締結する必要があり、記載のない事項については事業者の提案によるものとしますが、特定事業契約書（案）第21条,第72条に基づき、保険内容及び保険証書は市の確認が必要となります。なお、特定事業契約書（案）第21条,第72条において、市及び事業者は協議により別紙3に記載する保険契約の条件の変更は可能としております。また、別紙3に記載する保険内容を上回る内容の保険をご提案することも可とします。なお、火災保険の付保については、ご指摘のとおり修正を検討し、詳細は後日公表します。
154	特定事業契約書（案）	p52	別紙3	(2)	—	—	—	維持管理業務及び運営業務に関する保険について、自動車管理者賠償責任保険は駐車スペースを提供するだけで駐車場側に自動車の保管・管理実態がないと付保できません。従って、駐車場の管理実態に応じ、保険契約できる場合には付保することでよろしいでしょうか。	運営・維持管理期間中において、特定事業契約書（案）別紙3に記載する保険契約を損害保険会社との間で締結してください。
155	特定事業契約書（案）	p52	別紙3	(2)	—	—	—	保険契約を締結したときは、その保険証券を遅延なく市に提示するとありますが、保険証券は発行に契約手続き後約1か月程度を要します。保険始期日までに付保証明書を提出し、証券発行後に速やかに貴市へ提出することでよろしいでしょうか。	問題ありません。
156	特定事業契約書（案）	p52	別紙3	(2)	—	—	—	「事業者又は工事請負人等は、市の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。」とありますが、保険金額の増額や保険期間の延長、契約者名の変更等、貴市ヘデメリットのない変更であっても全て貴市の承諾が必要でしょうか。	保険契約、保険金額の変更又は解約に該当する場合は、市の承諾が必要となります。
157	特定事業契約書（案）	p52	別紙3	(2)	—	—	—	本事業は施設の所有権を貴市に移転した後に維持管理及び運営を実施するBTO方式であり、貴市の公有財産となる故、貴市でも火災保険を別途付保する認識ですが、事業者でも同様の火災保険を付保することは、二重に同様の火災保険を付保することになり、費用の増加要因となりますので、削除のご検討をお願い致します。	火災保険の付保については、ご指摘のとおり修正を検討し、詳細は後日公表します。
158	特定事業契約書（案）	p52	別紙3	(2)	—	—	—	火災保険と同等の内容であれば、火災保険でなく第三者賠償責任保険の特約等に対応する形でよろしいでしょうか。	特定事業契約書（案）第72条,第2項に基づき、市の確認を経たうえであれば問題ありません。
159	特定事業契約書（案）	p54	別紙7	—	—	—	—	サービス対価とは入札説明書における指定管理料と同意味という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■総合水泳・水遊場整備事業 入札説明書等に関する質問・回答（参加資格関係以外）

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
160	特定事業契約書（案）	p55	別紙7	2	(2)	—	—	基準金利がマイナスになった場合はゼロとする文言を追加願います。	基準金利がマイナスとなった場合は、基準金利はゼロとみなす旨を別紙7に追記します。
161	特定事業契約書（案）	p55	別紙7	2	(2)	—	—	割賦料の基準金利として、LIBORを参照いただいておりますが、2021年度においてLIBORは廃止予定との理解です。代替指標について、ご教示願えますでしょうか。	基準日にてLIBORが廃止により利用不可能であるときは協議で定めることとしますが、金利変動に係るリスクはリスク分担表に基づき事業者が負うものとします。
162	特定事業契約書（案）	p55	別紙7	2	(3)	—	—	第1回目の支払令和7年3月とございますが、令和7年3月5日までに請求書を提出し、実際の入金はその60日以内という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	特定事業契約書（案）	p55	別紙7	2	(3)	—	—	1回目の割賦対価の支払・金額について、割賦金利の計算期間は引渡し日の翌日から令和7年3月31日までとし、令和7年3月1日から令和7年3月5日までの間に請求書を提出するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	特定事業契約書（案）	p55	別紙7	2	(3)	—	—	割賦対価の利息は、消費税及び地方消費税を含む割賦元本に対して利息を計算しますでしょうか。若しくは、税抜の割賦元本に対して利息を計算して消費税及び地方消費税を加算した額をお支払いいただけるのでしょうか。	「施設整備費の元本」「SPC利息」「消費税及び地方消費税」の合計額を15年間で均等割した金額を、事業期間中の各年度で支払います。
165	特定事業契約書（案）	p55	別紙7	3	(2)	—	—	サービス対価の金額は毎年均等でなく、事業者が提案する任意の金額にてよろしいでしょうか。	毎年均等額としてください。
166	特定事業契約書（案）	p55	別紙7	3	(3)	—	—	サービス対価は年1回、事業報告書における収支状況の提出と併せて請求書を提出し、その60日以内に支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
167	特定事業契約書（案）	p55	別紙7	3	(3)	—	—	貴市からのサービス対価は税抜金額に消費税及び地方消費税を加算した額をお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	特定事業契約書（案）	p55	別紙7	3	(3)	—	—	サービス対価の改定は想定されておりますでしょうか。	入札説明書等に記載がないサービス対価の改定は想定しておりません。
169	特定事業契約書（案）	p61	別紙8	4	(3)	—	—	新型コロナウイルスの感染拡大等の著しい事業環境の変化が生じたことにより、賑わい施設の運営が困難になった場合は、事業者の責めに帰さない事由に該当するという理解でよろしいでしょうか。	現時点では、不可抗力によるものと考えます。
170	特定事業契約書（案）	p64	別紙10	2	—	—	—	「当該増加費用又は損害の額を事業期間を通じて全て累計し、提案にかかる運営及び維持管理費用の総額の1%に相当する金額に至るまでは事業者の負担とし」とありますが、運営・維持管理期間の1%は事業者の負担大きすぎるものと思われれます。運営・維持管理期間ではなく、運営・維持管理の各事業年度の1%としていただけないでしょうか。	特定事業契約書（案）別紙10を変更する予定はありません。
171	特定事業契約書（案）	p64	別紙10	2	—	—	—	「当該増加費用又は～越える額については市の負担とする。」とありますが、市の負担金が支払われる時期をご教示ください。	具体的な支払い時期を現時点で示すことはできませんが、合理的な期間内に支払います。

■総合水泳・水遊場整備事業 入札説明書等に関する質問・回答（参加資格関係以外）

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
172	特定事業契約書（案）	p64	別紙10	2	—	—	—	維持管理業務及び運営業務に関して生じた増加費用又は損害には、新型コロナウイルスの感染拡大防止等の不可抗力による施設の閉鎖に伴う利用料金収入の逸失利益も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	現時点では具体的な損額内容が確定できないため、生じた損額内容を精査の上、別紙10に基づく損害額及び損害内容を決定することとします。
173	特定事業契約書（案）	p64	別紙10	2	—	—	—	維持管理業務及び運営業務に関して生じた増加費用又は損害に、新型コロナウイルスの感染拡大防止等の不可抗力による施設の閉鎖に伴う利用料金収入の逸失利益が含まれない場合も、維持管理期間中にSPCが加入する保険料や金融機関への手数料、税務・監査報酬等、施設の営業・閉鎖に関わらず事業及びSPCの存続に必要な費用については、最低保証として貴市に保証いただきたく存じます。	現時点では具体的な損額内容が確定できないため、生じた損額内容を精査の上、別紙10に基づく損害額及び損害内容を決定することとします。
174	特定事業契約書（案）	p69	別紙13	第4条	2	—	—	管理・共益費を徴収することができると思いますが、どの程度の金額を想定しておりますでしょうか。公平性の観点から、金額又は算出条件をお示しいただけますでしょうか。	入札説明書p8,第2「(3)収支構造及び算出方法」において算出した金額が、賑わい施設の市への賃借料となり、現時点において管理・共益費を徴収する予定はありません。なお、本条項はSPCから第三者に転貸する場合に可能な限り別紙13の内容に準じるものとしているため、記載しているものです。
175	特定事業契約書（案）	p69	別紙13	第6条	1	—	—	本契約（定期建物賃貸借契約）から生じる債務を担保するための保証金を預け入れさせるとありますが、公平性の観点から、保証金の金額又は算出条件をお示しいただけますでしょうか。	市への賃借料の月額3か月分を想定しています。
176	特定事業契約書（案）	p69	別紙13	第6条	1	—	—	特定事業契約又は本契約（定期建物賃貸借契約）が解除された際に未払の賃料や管理・共益費等の貴市への債務が残存する場合は、保証金より充当されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
177	落札者決定基準	p1	第1	1	—	—	—	提案審査について、様式5の入札価格からなっていますが、提案の様式8～9の審査に多少なりとも影響が出ることは想定されないでしょうか。	様式8～9は、落札者決定基準p8,第2,「7施設整備及び運営維持管理に関する評価」を評価する際に使用します。各評価項目における該当様式は、落札者決定基準p4～9の様式の項目に記載しております。
178	落札者決定基準	p1	第1	1	—	—	—	施設整備・運営維持管理に関する評価（100点）は、様式8～11についてとの理解で宜しいでしょうか。面接審査も含まれるとの解釈で宜しいでしょうか。	各評価項目における該当様式は、落札者決定基準p4～9の様式の項目に記載しております。なお、後段について、落札者の決定方法は、入札説明書p23,第3「5落札者の決定方法」をご確認ください。
179	落札者決定基準	p3	第3	2	—	—	—	確認ですが、予定価格には施設整備期間中の指定管理料（F1）は含まれないとの認識で宜しいでしょうか。	No.19の回答をご確認ください。
180	落札者決定基準	p4	第3	4	—	—	—	施設整備・運営維持管理に関する評価（100点）は、検討会議・構成員様の絶対評価による平均点でしょうか。それとも合議による採点でしょうか。	各評価項目において、検討会議の構成員の評価点を合計し、平均した点数となります。
181	落札者決定基準	p6	第2	6	配置予定者の業務実績	—	—	「レジャープール」とは屋外、屋内問わず、競泳等を主目的としない余暇を楽しむ用途のものであれば規模は問わないことでよろしいでしょうか。	令和2年9月11日に回答の「入札説明書等に関する質問に対する回答（参加資格関係以外）」のNo.106をご確認ください。
182	落札者決定基準	p6	第2	6	施設整備に係る配置予定従事者の業務内容に関する専門知識等	—	—	従事者の過半を判断するのが『設計、監理、建設の3分野にそれぞれ1名以上専門知識を有する者がいれば「すべての業務にあり」とする。』ことでよろしいでしょうか。また「過半数の業務」とは『設計、監理、建設の3分野の内2以上の分野にそれぞれ1名以上専門知識を有する者がいること』と判断してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■総合水泳・水遊場整備事業 入札説明書等に関する質問・回答（参加資格関係以外）

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
183	様式集	p4	第2	2	ア	－	－	様式9の図面関連もワード又はエクセルにて作成が必要でしょうか。CAD等で作成し、提出するCD-RにはPDFデータ保存でも構わないでしょうか。	様式9のファイル形式はPDFで問題ありません。
184	様式集	p25	様式5-3-4	－	－	－	－	運営期間中の費用及び収入は年度によって異なる場合も想定されますが、その場合、単年度の欄には施設引渡後からR21年3月末までの合計額を運営期間で除した金額を記載すればよろしいでしょうか。	施設引渡後からR21年3月末までの合計額を運営期間で割った金額を記載してください。
185	様式集	p44	様式8-1	－	－	－	－	提案時における基準金利の適用日は令和2年11月1日とございますが、公平性の観点から金利の数値を公表いただけますでしょうか。	後日、公表します。
186	様式集	p44	様式8-1	－	－	－	－	初期投資費の資金調達計画について年度別下表を作成することとございますが、令和3年度から令和6年度までの最大4年度分の作成を想定されているとの理解でよろしいでしょうか。	令和6年度末に施設整備費等を支払う予定であるため、初期投資費の資金調達計画は令和3年度から令和5年度の最大3年度分の作成を想定しています。
187	様式集	p44	様式8-1	－	－	－	－	年度別に作成する場合、例えば、必ずしも出資金の調達年度に出資金の全額に相当する資金需要が発生するとは限らず、(a)と(b)は一致しないと考えられますが、その場合はその旨を備考欄に記載すればよろしいでしょうか。若しくは、設整備期間の資金需要と資金調達の合計額が一致していれば良いということでしょうか。	各年度の資金需要(a)の合計額と資金調達合計(b)の合計額が一致するよう記載してください。各年度毎に資金需要(a)と資金調達合計(b)が一致する必要はありません。
188	様式集	p44	様式8-1	－	－	－	－	事業費の調達について、消費税及び地方消費税を除いた金額を記入することとございますが、資金需要の消費税相当額分について資金調達を行う場合、(a)と(b)は不一致となると考えられますが、その場合はその旨を備考欄に記載すればよろしいでしょうか。	事業費の調達について、「消費税及び地方消費税」加えた金額を記載するよう様式8-1を修正します。
189	様式集	p44	様式8-1	－	－	－	－	金融機関からの関心表明書や融資確約書がある場合は、本様式に添付してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
190	様式集	p44～	様式8	－	－	－	－	様式8の制限枚数について「〇枚程度」とありますが、添付図等は含まれないとの認識で宜しいでしょうか。可能であれば、図表も含めて制限枚数として「〇枚以内」としていただくことはできますでしょうか。	原則、添付図等も含めて様式8の注)項目に記載の枚数としてください。なお、提出いただく書類枚数の目安を記載したものであるため、若干数、提案枚数が増えることを妨げるものではありません。
191	様式集	p65	様式10	－	－	－	－	様式10について、「面接審査に使用することを想定」とありますが、プレゼンテーションでは別途パワポの使用もできるのでしょうか。また、プレゼン時には模型等の持ち込みもあり得るのでしょうか。	原則、様式10を使用してプレゼンテーションを行ってください。様式10を補足するためにプレゼンテーション時に模型等を持ち込むことも可とします。
192	様式集	－	－	－	－	－	－	事業全期間に渡るSPCの収支計画（損益計算書・キャッシュフロー計算書等）の様式はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
193	様式集	－	－	－	－	－	－	事業全期間に渡るSPCの収支計画（損益計算書・キャッシュフロー計算書等）を作成している場合は、CD-Rに格納してご提出することは可能でしょうか。	問題ありません。
194	その他	－	－	－	－	－	－	工事の休工日は原則、日・祝日と考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	ご理解のとおりです。
195	その他	－	－	－	－	－	－	基本計画案では既存の調整池を撤去されていますが、本事業は開発不要と考え調整池の設置も不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■総合水泳・水遊場整備事業 入札説明書等に関する質問・回答（参加資格関係以外）

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
196	その他	－	－	－	－	－	－	（添付資料①）現況図にて計画範囲を赤線で示されておりますが、市道が含まれている理由を教えてください。	添付資料①の赤線範囲は本資料に示す①の地積を示すもので、赤線で囲まれた範囲から市道部分を除外したものが今回計画の敷地となります。